

道州制特区推進本部参与会議 議事録

1. 日 時：平成20年2月14日(木) 16:35～16:55
2. 場 所：内閣府本府3階特別会議室
3. 出席者：(参与) 石井岡山県知事、高橋北海道知事
(政府) 木村内閣府副大臣、
素川内閣官房内閣審議官、山崎内閣官房内閣審議官、
亀水内閣官房内閣参事官

4. 会議の様様

(1) 開会

[事務局] ただいまから、道州制特別区域推進本部参与会議を開催いたします。本日はお忙しい中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

(2) 木村内閣府副大臣挨拶

[木村内閣府副大臣] 昨年12月、道州制特区推進法の施行以来、初めて、特定広域団体である北海道からこの法律に基づく道州制特区提案が提出されました。

この提案については、今後、内閣総理大臣を本部長とする道州制特別区域推進本部を開催し、道州制特別区域基本方針の変更について検討を行うこととしております。

そのため、本日、御多忙の中、石井岡山県知事及び高橋北海道知事にお越しいただき、参与会議を開催させていただいたところでございます。

本日は、北海道の緊急提案について審議していただくとともに、本部長に対する参与会議としての意見をとりまとめていただきたいので、よろしく願いいたします。

(3) 道州制特別区域基本方針の変更についての提案(平成19年12月北海道)について

[高橋北海道知事] 今回ご審議いただく5項目の緊急提案に関しては、北海道民から出てきた数百余りの提案を有識者検討会議の中で揉んでいただき、議会において全会派の賛成をいただき、緊急提案として昨年末に増田道州制担当大臣に提出させていただいたところであります。

これから5つの中身を申し上げます。今、北海道では医師が足りない問題がございまして、地域において医師の確保に苦労しております。また、札幌医科大学の定員すら自由に設定ができない状況となっており、1つ目はこの定員枠

の設定を知事権限にして、我々が我々の判断で地域の中における医師の確保をしていきたいという提案であります。

2つ目、3つ目も道内における医師不足対応の提案であります。

2つ目は民間のへき地以外の医療機関に対し、医師を派遣できるように労働者派遣法を改正してほしいというものでございます。

3つ目は地方公務員派遣法を改正して医師の派遣先を拡大してほしいというものでございます。

4つ目のJAS法についての提案は大きな問題となったひき肉加工業者のミートホープ事件が発端であり、その際に農林水産省と北海道庁との調整がうまく行かなかったため、その反省を踏まえた提案でございます。

5つ目は水道法に基づく監督権限の移譲でございます。北見市で水道に関するトラブルがございました。人口が一定規模の地域の水道管理は厚生労働省が本省権限として行っておりますが北海道に出先機関がないため、地域の行政をあずかる我々としては大変苦勞をいたしました。こうした状況を踏まえ、北海道知事へ権限を移譲する提案でございます。

以上の5件については、北海道議会で全会一致の議決を経たものでございます。国におかれましては、ぜひ最大限御理解をいただくとともに、尊重していただきたいと思っております。これが私共の提案の趣旨でございます。

[石井岡山県知事] 道州制特区推進法の意義について見解を述べさせていただきます。

全国知事会としては特定広域団体の知事に加えまして、全国知事会を代表する知事も推進本部に参画をさせるなど、地方の声を国政に反映できる組織体制を作っていたいただきたい旨の要望をしましたが、このような参与会議という画期的なシステムが構築されたと高く評価をしております。私も昨年、この参与会議に参加したいと思っておりましたが、鳥インフルエンザ発生のため、やむなく欠席しましたことを改めてお詫び申し上げます。道州制特区推進法は全国知事会として2度にわたって緊急アピールを採択するなど、道州制特区の取り組みを強く支援して参りました。なぜなら、地方からの提案に基づいて国から権限及び財源の移譲を行うことは、地方分権の一層の推進をはかる上で極めて大きな意義があると考えているからです。今回初めて北海道から提案があったわけですが、改めて道州制特区推進法の成立は関係各位のご努力をいただいた賜物であると受け止めており、地方分権をさらに前進させるものと評価する次第であります。

全国知事会では、私が委員長を務めさせていただいている道州制特別委員会において道州制の検討をしておりますが、昨年1月に道州制に関しての基本的な考え方をとりまとめたところでございます。全国知事会として考えている

道州制のあるべき姿は、地方分権改革推進委員会が昨年11月に発表しております中間的なとりまとめの中で、自治行政権、自治立法権、自治財政権を有する完全自治体を目指す取り組みと位置づけております。第2期地方分権改革において我々が目指しているレベルをベースとして、個々の行政分野、事務事業における抜本的見直し等を通じ、さらに一層の分権の推進、実現をしていくものでなければならないと考えております。国におかれましては、まずは第二期地方分権改革において地方への権限及び財源の移譲等を積極的に取り組んでいただき、着実な成果をあげていただきたく、前向きな取り組みを期待しているところであります。このことをまず前提として申し上げます。

そして、高橋知事から御説明がありました道州制特区基本方針の変更提案については、北海道の関係の方々と十分な協議をなされて非常に意欲的、前向きに緊急提案として取りまとめられたことに対して、心から敬意を表したいと思っております。この参与会議が国と地方が協議する場、地方側が政府側に意見を述べる大切な場となっていると考えており、この前向きな緊急提案について、私といたしましても意見書提出に賛成させていただきたいと思っております。

3. 参与会議意見書（案）について

[高橋北海道知事]先日、地方分権推進委員会の丹羽委員長と個別に話す機会があり、その際、分権の問題は官僚の方々が大変苦勞しているとおっしゃっていただきました。道州制特区推進法は、一昨年、内閣府の山崎審議官、御前任の方々が大変苦勞して作っていただいたものであり、今回、この法律に基づいて、具体的な権限委譲の提案させていただきました。この提案を福田総理、増田道州制担当大臣はじめ道州制担当の皆様がどう対応されるのか、そしてその対応を国民が見ているということ、あえて申し上げたいと思っております。理屈がないのに、権限を離したくないが故に、反対だということでは困ります。政治家のお立場でしっかりと覆して欲しいと思っております。大臣、副大臣のお力をぜひお借りしたいと心から願っております。

[木村副大臣]昨年12月に北海道から提出された5つの提案について、もっと大振りのものがよかったと思いましたが、できるだけ前向きに取り組んでいきたいと考えております。

[石井岡山県知事]全国知事会における議論でも、国の地方支分部局を減らしていくことを原則に具体的な案を示しておりますが、これには各省の強い抵抗があると思われます。しかし、道州制とは地方分権改革の総仕上げと大臣がおっしゃっているように、地方分権改革の流れでありますので、まず今回の提案を

強い政治のリーダーシップの上で進めていただきたいと思います。私からも改めて強い要望をします。

この度の緊急提案は北海道ならではの御提案で真摯に議論され、北海道議会で全会一致でまとめられた強い意思である。色々な難しい問題があるかもしれませんが提案された権限の移譲を行い、それによって国民の皆様の機運の醸成をはかっていかないと道州制を大きく前進させるのは難しいかと思えます。全国知事会からも本提案を後押ししていきますので、実現できるようよろしく願いいたします。

お手元に意見書案がございますが、将来の道州制を見据えながら、地方分権の一層の推進をはかるということで、都道府県から市町村へ権限委譲を積極的に取り組んで行くということも掲げさせていただいております。道州制特区推進法は地方分権を推進する上で極めて大きな意義を持つものであり、またご挨拶で申し上げた通り、全国知事会としても、二度にわたる緊急アピールにより後押しさせていただいております。この法律の成立や参与会議の設置について、画期的なものであると評価しており、また、今回、初めて開催されることは意味深いと考えております。是非とも国におかれましては国と地方の協議の場である参与会議としての意見を最大限尊重していただきたいと思います。提案が実現されますよう、前向きな検討を改めてお願いしたいと思います。

[高橋北海道知事]副大臣がこの5提案は小粒だとおっしゃっていましたが、2回目は大きい提案を持って参ります。

[事務局]ただ今の御意見は本日付けで、道州制特別区域推進本部長宛てに参与会議の意見書として提出させていただきます。

[木村副大臣]この法案が成立する時、衆議院内閣委員会の筆頭理事として北海道での地方公聴会に参加しておりました。大変思い入れのある法律であります。是非この参与会議で提出されました意見書を十分に活かしていきたいと思えます。今後ともご協力の程よろしくお願いいたします。